第2章 計画の考え方

1. 基本理念

次世代育成支援は、中長期的視点にたって推進することが必要であることから、 この後期計画においても、前期計画の基本理念を継承します。これからも、地域の 住民が子どもたちを見守り、積極的に連携して子育てに関わっていく、子育てしや すいまちづくりを進めていきます。

基本理念

みんなで育てよう、三芳の子どもたち

2. 基本的視点

視点1 伸ばそう、子どもの育つ力

子どもは保護者をはじめとした家族や地域の人々に見守られながら、様々な経験 を通して成長します。

子どもは社会の宝であるとの認識のもと、本町のすべての子どもが、人権を尊重され、教育や遊び、暮らしの中で個性や可能性を伸張することができるまちづくりをめざします。

視点2 ともに育つ、子どもと親

共働き家庭や専業主婦(夫)家庭、ひとり親家庭や、障がいのある子どものいる 家庭等、家庭により子育ての状況は様々です。

このような子育て家庭の多様性に配慮しながら、子どもを育てることを通じて親自身も学習し、成長していけるよう、すべての子どもと子育て家庭を視野に入れた 子育て支援の充実を図ります。

視点3 みんなで支えよう、子育て家庭

子どもは、家庭だけでなく、学校や地域等でのさまざまな人との関わりのなかで育ちます。 また、保護者が子育てをする上でも、地域や企業(勤め先)等との関わりが不可欠です。

今後も、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めるため、地域、企業等のさまざまな主体との連携・協働により、社会全体で子どもの育ちと保護者の子育ての支援に取り組みます。

3. 基本目標

基本理念のもと、計画の推進を図るにあたり、前期行動計画の基本目標や、国の 後期行動計画策定指針等の内容を踏まえて、以下の6つの基本目標を定めます。

基本目標1 地域で子育て支援をするために

基本目標2 子どもと親の健康づくりのために

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のために

基本目標4 仕事と子育ての両立のために

基本目標5 安心して子育てのできる環境づくりのために

基本目標6 子どもが安全に生活できるために

4. 施策の体系

基本理念

みんなで育てよう、三芳の子どもたち

基本目標	主要課題
基本目標 1	(1)子育て相談・情報提供の体制の充実
地域で子育て支援をするために	(2)地域における子育て支援サービスの充実
	(3)子育て支援のネットワークづくり
	(4)子育て家庭への経済的支援の充実
	(5)児童虐待防止対策の充実
	(6)ひとり親家庭への支援の充実
	(7) 障がい児や発達の遅れのある子どもへの支援の充実
基本目標 2	(1)子どもや親の健康の確保
子どもと親の健康づくりのために	(2)食育の推進
	(3)思春期保健対策の充実
	(4) 小児医療の充実
基本目標3	(1)子どもの人権の擁護
子どもの心身の健やかな成長のために	(2)次代の親の育成
	(3)教育環境の充実
	(4)家庭の教育力の向上
	(5)地域活動の充実
	(6)子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標4	(1)保育サービスの充実
仕事と子育ての両立のために	(2)多様な働き方のできる環境の整備
	(3) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
基本目標 5	(1)安全な都市環境の整備
安心して子育てのできる環境づくりの ために	(2)安心して外出できる環境の整備
基本目標6	(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進
子どもが安全に生活できるために	(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

5. 重点施策

〔1〕 地域における子育て支援サービスの充実

町全体が子どもを見守り、育てる環境を育むためには、子育て家庭同士や地域と子育て家庭との交流が重要です。子育ての不安等を緩和するため、地域において子育て家庭が気軽に利用し、交流、相談、一時預かり等ができる子育て支援センター(公立・民間)を地域の拠点として、保育所や学童保育室、児童館等が子育て家庭を支援していきます。また、家庭保育室や地域のボランティアの力を借りきめ細かいサービスを充実します。

〔2〕 児童虐待防止対策の充実

核家族化の進行や地域との繋がりの希薄化などに伴い、孤立化した子育て家庭や不安感を持つ親たちが増えています。町では、相談体制と三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会の取り組みをさらに充実し、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援の各段階を通じて切れ目のない支援を提供します。そのためには、関係機関との連携をより強化し、また、地域全体の課題として取り組みます。また、要保護児童だけでなく要支援児童、その保護者又は特定妊婦への適切な支援を行います。

〔3〕 障がい児や発達の遅れのある子どもへの支援の充実

障がい児が地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との円滑な連携のもとで、相談・支援体制の整備、障がいの状況に応じた療育の場の確保、障がい福祉サービスの充実、特別支援教育の推進等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

発達障がい児については、関係機関や地域での理解の促進、円滑な連携に努めるとともに、早期発見及び健全な発育を促します。町独自の体制として、乳児期から義務教育終了まで、臨床発達心理士が継続的に相談、対応に当たります。また、各種サービスや相談事業等で家族の育児を支援します。

〔4〕 保育サービスの充実

待機児童の解消のため民間の認可保育園の開園を推進し、平成20年度に1ヶ所開園しましたが、その後景気の低迷により共働き家庭が増え待機児童の解消に至っておりません。

今後さらに、民間の認可保育園の誘致をすすめ待機児童ゼロを目指します。

また、保育サービスへの保護者のニーズは多様化し、各家庭の事情に合わせた サービスの利用実現が求められています。弾力的できめ細やかな保育サービスの 提供に努めます。なお、保育施設の老朽化に伴い、修繕計画や耐震診断を行い計 画的に施設整備の充実を図ります。

〔5〕 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育ての両立を実現し、親や子ども達が、いきいきと暮らせる社会の実現が求められています。男女ともにこれまでの働き方を見直すなど、仕事と生活のバランスが取れた生活を送ることができるよう、町では住民への支援と事業所への働きかけを行っていきます。

また、親子が参加し、交流を図れるイベント等の実施などにより、父親が子育 てに参加する機会づくりを広めます。